

生活者ネットワークながのは、「子どもが心豊かにそだつまち」を目指して、21年前に代理人を市議会に送りました。しかし、子どもたちをめぐる環境は厳しさを増しているように感じます。何ができるのか、諦めず行動していきたいと考えています。

## 6月議会では「しなのき Finder」について質問しました。 質問者:山崎裕子

「しなのき Finder」とは、子どもの状態や非認知能力を測定するために、信州大学教育学部と長野市教育委員会が共同開発した調査です。今年度から、長野市の小学校4年生から中学校3年生を対象に、子ども自身が質問項目に回答する形で調査が実施されています。

調査の結果は業者が数値化し、「学校レポート」「学級レポート」「個別レポート(学校用)」をデータで学校へ返却します。各学校現場では、レポートを活用して児童生徒の非認知能力を高める取り組みを進めるとしています。また、家庭用の「個別レポート」も作成して児童生徒・保護者に返却し、自己理解を深め、物事の考え方や取り組みの向上等につなげるため活用する、としています。

非認知能力は、新しい特別な能力ではなく、これまでも大切だと考えられ、日常的に育まれてきたものです。子どもたちは安心感や信頼感の中で、失敗も含めて様々な経験や人との関わりを重ね、自然と非認知能力を身につけていきます。それを学校教育の中でもっと豊かにするためには、子どもたちの自主性を尊重し、見守ることができる先生方のゆとりが求められます。子ども一人一人の心の状態や、その背景を理解して丁寧に関わることが大切です。そのために必要な予算や人員を確保することを求めました。

※非認知能力とは

学力、IQ(知能指数)のような数値で測定される能力と対照的に用いられる言葉。

意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力など、測定できない能力のことを指します。

### 質問を終えて

非認知能力の土台は乳幼児期につくられると言われていています。東京大学名誉教授で日本保育学会会長の汐見稔幸さんは「まず必要なのは無条件で愛される、いつだって助けてくれるという基本的な信頼感と安心感を育てることです。子どもが泣いたり、呼びかけたりしたら、いつも温かく応える。失敗したら頭ごなしに怒らず、大丈夫だよと励ます。不安そうなときは寄り添う。そんな関わりを続けることで安心感や信頼感が根付くと、自分はありのままでもいいんだという自己肯定感が生まれ、頑張ってみようという前向きな力になるわけです。この安心感と親に見守られてやりたいことをやる中で非認知能力ができていきます。」と述べられています。

非認知能力に課題を抱えている子どもがいるとしたら、自己肯定感を育むために必要な、信頼感や安定感が根付くような人との関わりや、安心の中で何かに挑戦する機会が少なくならざるを得ない事情や背景を抱えているのかもしれませんが。家庭用の「個別レポート」をどのような形で返却するのか、子どもや保護者がどのように感じるのか、実施する前に慎重に考える必要があります。

子どもの生きる力を育むためにまず必要なのは、測定できないはずの能力を数値化して本人や家庭に努力を促すことではなく、学校生活の中で「自分が無条件に受け入れられている。失敗しても大丈夫。」と子どもが実感でき、どの子も様々なことにチャレンジできる環境を整えることだと思います。

## 9月議会では「子どもの権利条例」について質問しました。 質問者:山崎裕子

日本が子どもの権利条約を批准した1994年から30年が経過しましたが、子ども若者の自死、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、不登校など、子どもたちが置かれた状況には改善の兆しが見られません。2023年4月、ようやく子ども基本法が施行されました。国はもちろんのこと、実際に子どもが暮らしているそれぞれの自治体が、子どもの権利条約の理念を政策として具体化し、着実に進めることが急務となっています。

これまで長野市は、「長野県に条例があるので、長野市独自の子どもの権利条例は必要ない」という立場をとり続けていましたが、昨年5月、青木島遊園地廃止問題への対応として荻原市長が「こどものびのびビジョン」を公表し、その中で「子どもの権利を守る条例の制定に向け、議会と協議を進める」との方針が示されました。

それを受けて、令和6年2月から現在までに、市こども未来部と全市議会議員を対象とする勉強会(非公開)が3回開催され、今後は、市こども未来部が市議会福祉環境委員会と相談しながら条例作りを進めていくとの方針が示されています。

子どもは社会的、経済的な力を持っていないので、人権侵害を受けやすく、常におとなよりも弱い立場に置かれています。自分が権利侵害を受けていることに気付けないケースも多くあります。ですから、子どもの身近なところに、子どもの権利を擁護し、救済するための仕組みが必要です。

1999年、兵庫県川西市が日本で初めて、条例に基づいて子どもの人権オンブズパーソン(第三者機関として子どもの人権擁護救済を独立して行う)を設置し、これがモデルとなって川崎市、世田谷区などにも広がり、現在は50以上の自治体に設置されています。

松本市でも、平成25年施行の「子どもの権利に関する条例」に基づいて「子どもの権利擁護委員」を設置し、付属機関として子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設して、第三者機関として公正中立の立場で子どもの話を聴き、子どもが自らの力で権利を守るようサポートを続けています。

長野市でも、子どもの権利を守るための条例により、新たな権利擁護の仕組みを設置する考えがあるか、問いました。

### 【こども未来部長の答弁】

子どもの権利擁護に関する相談機関窓口としては、長野県子ども支援委員会があり、本市では、こども総合支援センター「あのえっと」が取り組んでいる。法務大臣に委嘱されている人権擁護委員、法務局による子どもの人権 110 番、県弁護士会による子どもの人権無償相談が設置されている。新たな権利擁護の仕組みを構築するのか、既存の取組を生かして運用していくのか、条例の検討過程で議会と一緒に考えていく。

### 質問を終えて

市こども未来部と全市議会議員をメンバーとした3回の勉強会(非公開)では、第三者機関として子どもの相談・権利擁護・救済を行う仕組みを持つ自治体の条例を学ぶ内容は、全く含まれていませんでした。長野市のこども総合支援センター「あのえっと」は、第三者機関として中立の立場で子どもの権利を守る機能を持っていません。第三者機関として活動する「子どもオンブズパーソン」が実際、どのようにして子どもの権利を守っているのか、長野市の既存の仕組みとは何が違うのか、まずは市も市議会も、学ぶ必要があります。

子どもの「苦しいよ。助けてよ。」という声に応えられる条例を作らなければなりません。

